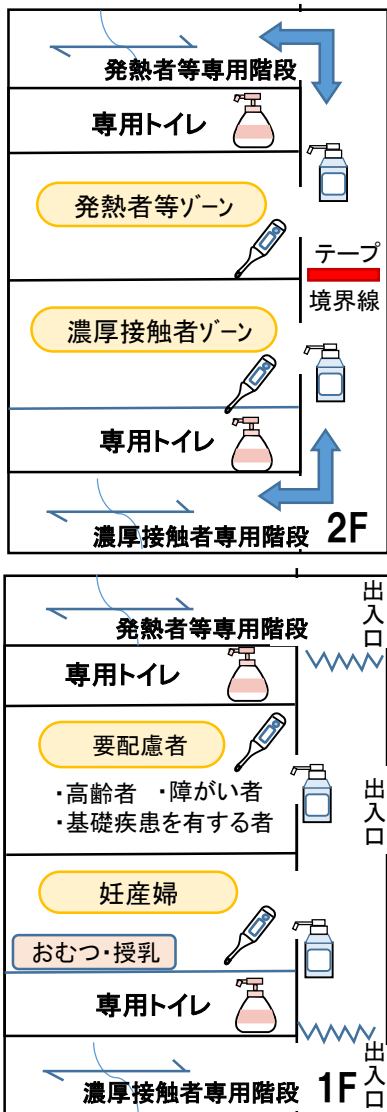


新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付以降〉

出典：「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」（第2版）について（令和2年6月10日付け、府政防第1262号、消防災第114号、健感発0610第1号） R2. 6. 10 第2版

<専用スペース>

専用階段、専用トイレの確保する。
（専用階段について、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。）
（健康な人との兼用は不可）



軽症者等（一時的）

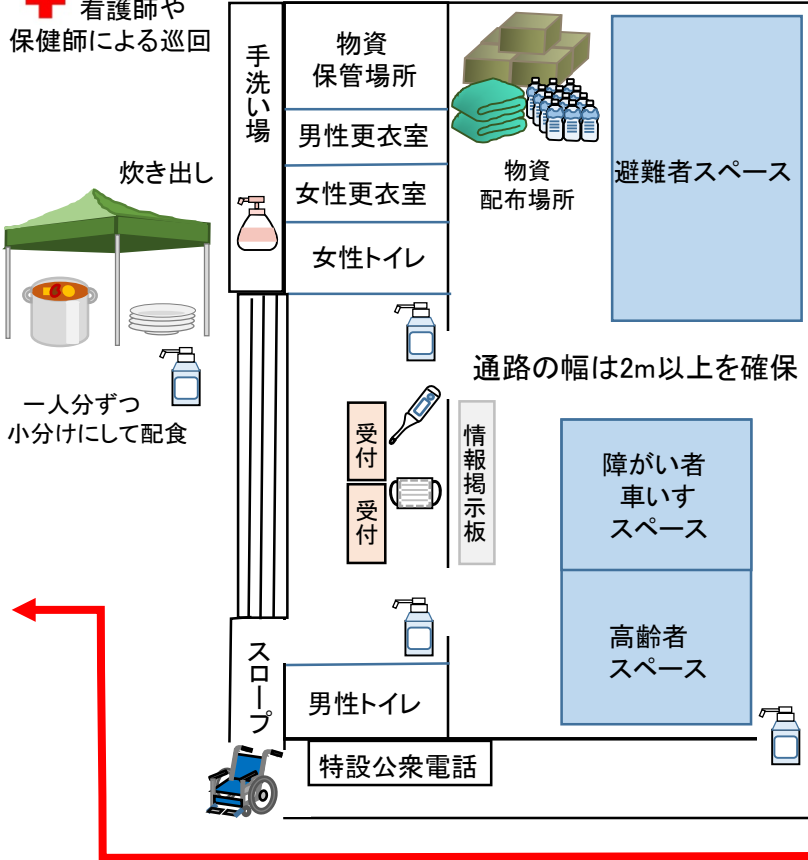
・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発症したと疑われる人の対応については、防災担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

・軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、一敷地内の別の建物とする。
・同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

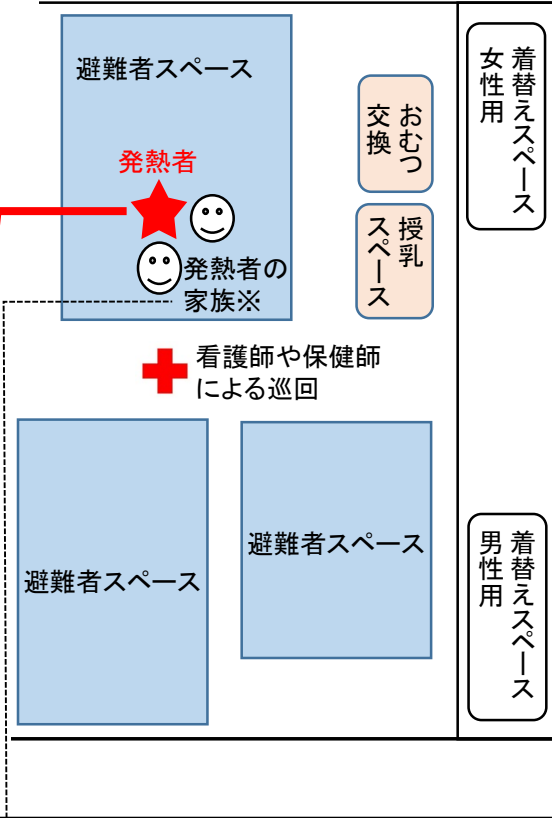
※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することが適当でないことに留意する。

看護師や保健師による巡回

<集合スペース>



発熱者経路



看護師や保健師による巡回

※必要に応じて発熱者の家族及び同居者用の専用スペースを確保することを検討

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。